



第3回 塙の中からの声に込めて—濡れタオルは認められないか—

人権擁護委員会委員 山崎 健 (47期)

2020年9月28日、当会は府中刑務所に対して、被収容者が許可なく濡れたタオルで身体を拭く（これを「拭身」という）ことを禁止していることに対して、これを認めるよう勧告した。

人権救済の申し立てをしたのは、府中刑務所に収容されていた受刑者で、濡らしたタオルでの拭身を禁止するのは過度の制約だと主張し救済を求めた。

事件の調査の結果次のようなことがわかった。

府中刑務所では、居室内で受刑者が乾いたタオルやハンカチで拭身することは禁止されていないが、各居室に備え付けられている「被収容者遵守事項」という冊子には、「許可なく、衣類等を洗濯し、身体もしくは髪を洗い、水を用いて拭身し、又は水をまき散らすなどして、水を不正に使用してはならない。」と明記されていた。府中刑務所の回答によれば、水を使用して拭身することについては、職員の許可なく行うことを禁止しているが、夏期処遇期間中は、受刑者の健康保持上、毎日定められた時間内において、水で濡らしたタオルを使用した拭身を認めている、濡れたタオルでの拭身を禁止している理由は節水の観点からであるとのことであった。

夏期期間とは7月初旬頃から10月中旬頃までの間を言うとのことであるが、その期間でなくとも蒸し暑い日や運動によってうっすらと汗をかくこともあるし、食事をこぼしたりすることもある。そのようなときに乾いたタオルでなく濡れたタオルで身体を拭きたいという欲求は人が当然に感じるものではないだろうか。また、府中刑務所において夏期以外

の入浴は週に2回である。入浴日でなければせめて濡れたタオルでの拭身をしてきれいさっぱりしたいと考えるのは通常のことでないだろうか。濡れたタオルでの拭身は、身体に付いた汚れを拭き、身体を清潔な状態に保つことができるだけでなく、身体の不快感を解消するという効果を有する。当委員会は、このような濡れたタオルでの拭身の自由は、幸福追求権として日本国憲法第13条によって保障されているというべきであると考えた。乾いたタオルを水で濡らす行為や拭身した後のタオルを水洗いする行為に要する水の量はそれ程多量とはいえない。シャワーのようにじゃぶじゃぶ水を流すわけではない。以上の点から、府中刑務所が居室において水で濡れたタオルで拭身することを禁止している措置は、人権を侵害しているとしてこれを認めるよう勧告したのである。

国連被拘禁者処遇最低基準規則（いわゆるマンデラ・ルール）は、規則18で「1. 被拘禁者は、自己の身体を清潔に保つよう求められるものとし、このために、被拘禁者には、水及び健康・清潔の保持に必要な洗面道具が支給されなければならない。2. 被拘禁者がその自尊心に見合う容姿を整えられるよう、頭髮及びひげを適当に手入れする設備ならびに男子が定期的にひげを剃るための設備が設けられなければならない。」と規定している*。受刑者の清潔を保ち、その健康を保持することは刑務所の義務である。このような清潔で健康的な環境で刑を受けさせることが、受刑者に自尊心を持たせ更生の途を開く一歩であると考えられる。

* 翻訳は監獄人権センター（Center for Prisoners' Rights）による。

http://www.cpr.jca.apc.org/sites/all/themes/cpr_dummy/images/archive/Nelson_Mandela_Rules_Japanese.pdf